○内閣府告示第四百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都墨田区

二　構造改革特別区域の名称　魅力都市すみだデジタルＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都墨田区の全域

○内閣府告示第四百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第百六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都江東区

二　構造改革特別区域の名称　育てよう！こうとうＩＴ職人特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都江東区の全域

○内閣府告示第四百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第六百九十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都大田区

二　構造改革特別区域の名称　おおた高度ＩＴ技術者育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都大田区の全域

○内閣府告示第四百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第五百九十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都世田谷区

二　構造改革特別区域の名称　世田谷ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都世田谷区の全域

○内閣府告示第四百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都中野区

二　構造改革特別区域の名称　なかのＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都中野区の全域

○内閣府告示第四百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都杉並区

二　構造改革特別区域の名称　杉並ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都杉並区の全域

○内閣府告示第四百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都練馬区

二　構造改革特別区域の名称　練馬区ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都練馬区の全域

○内閣府告示第四百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第六百九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　国立市

二　構造改革特別区域の名称　くにたちＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　国立市の全域

○内閣府告示第四百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第五百九十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都神津島村

二　構造改革特別区域の名称　神津島村子供たちの安全安心子育て特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都神津島村の全域

○内閣府告示第四百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十一年内閣府告示第二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横浜市

二　構造改革特別区域の名称　国際ＩＴビジネス交流特区

三　構造改革特別区域の範囲　横浜市の全域

○内閣府告示第四百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五百二十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　川崎市

二　構造改革特別区域の名称　かわさきＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　川崎市の全域

○内閣府告示第四百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　相模原市

二　構造改革特別区域の名称　さがみはらＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　相模原市の全域